.松崎町新型コロナウイルス感染症対策本部会議（12 回目）

次　　第

日時：令和３年１月２２日（金）
　　午後４時００分～
場所：環境改善センター　研修室

１．開　会

２．挨　拶

３．議　題
（１）新型コロナウイルス感染症の状況について

（２）新型コロナウイルス変異株が確認されたことに伴う感染拡大緊急警報の発令について

（３）感染拡大緊急警報発令に伴う松崎町の対応について

（４）意見交換

４．その他

５．閉　会

新型コロナウイルス感染症陽性者に関する全国の状況

都道府県	陽性者（出典:静岡新聞）			緊急事態宣言対象地区		
	累計	R3.1.21		R2/4/7～5/25	R3/1/8~2/7	R3/1/14~2/7
北海道	16,329	130		○		
青森県	666	6				
岩手県	484	1				
宮城県	3,141	51				
秋田県	226	2				
山形県	455	2				
福島県	1,534	16				
茨城県	4,109	83		○		
栃木県	3,433	49				○
群馬県	3,492	65				
埼玉県	22,373	436		○	○	
千葉県	19,031	480		○	○	
東京都	90,659	1,471		○	○	
神奈川県	36,318	731		○	○	
新潟県	808	20				
富山県	833	8				
石川県	1,393	20		○		
福井県	467	5				
山梨県	868	5				
長野県	2,102	25				
岐阜県	3,729	57		○		○
静岡県	4,099	60				
愛知県	22,193	270		○		○
三重県	1,874	34				
滋賀県	1,869	29				
京都府	7,391	140		○		○
大阪府	40,058	501		○		○
兵庫県	14,703	237		○		○
奈良県	2,699	38				
和歌山県	948	20				
鳥取県	186	2				
島根県	242	3				
岡山県	2,182	29				
広島県	4,528	29				
山口県	994	10				
徳島県	337	26				
香川県	567	12				
愛媛県	891	25				
高知県	813	6				
福岡県	14,364	285		○		○
佐賀県	856	26				
長崎県	1,359	25				
熊本県	3,115	40				
大分県	988	33				
宮崎県	1,675	28				
鹿児島県	1,483	23				
沖縄県	6,756	68				
合計	349,620	5,662				

静岡県webサイト及び健康福祉部資料より　　《令和３年１月21日現在》

静岡県内の陽性者数

陽性者数							
	入院中			宿泊療養	入院・療養等調整中	死亡	退院
		軽症・中等症	重症				
4,092	176	167	9	120	541	65	3,190

県内感染症指定医療機関等の入院状況

施設等	感染症指定医療機関	一般病院	計	うち重症者	宿泊施設	確保病床	確保宿泊料用施設
施設数	8	19	27	7	4	37	4
人数等	76	100	176	9	120	391	592

○退院者数(自宅療養者、死亡退院(65人)含む):3,255人

○自宅待機者数(入院調整中)及び自宅療養者数：484人

地域別及び重症者の病床占有率

区分	入院者数	確保病床数	病床占有率
県東部地域	65	98	66.3%
県中部地域	58	139	41.7%
県西部地域	53	154	34.4%
県全体	176	391	45.0%
重症者	9	29	31.0%

１月２２日（金）現在は「警戒レベル５（特別警戒）」です。

本県では、1月 18 日、感染者3人に、英国の新型コロナウイルス感染症の変異株が確認されました。3人は濃厚接触者が特定され、不特定多数との接触は確認されておりません。

一方、**静岡県の医療提供体制は、**1月 21 日現在の病床の占有率が県全体で 45.0%、東部においては 66.3%であり、**厳しい状況が続いています。**

変異株は、感染力が高いとの情報がありますので、国のモニタリング等による追加的情報が明らかになるまでの間は、**当面の緊急対応として、感染防止対策をこれまで以上に徹底する**必要があります。このため、**「感染拡大緊急警報」を発令**しました。

県民の皆様には、以下の8つの対策を重点的に行ってくださいますようお願いいたします。

①「マスクの着用」、「三密を避ける」など**基本的な感染防止対策を徹底**してください。

②**東京都、神奈川県、愛知県など 11 都府県に、緊急事態宣言が発出中**です。
２月７日(日)まで、県境を跨ぐ不要不急の往来は、自粛をお願いします。
緊急事態宣言発出地域への出勤は、７割を目標に、削減をお願いします。

③人の移動や人に会うことは感染リスクです。**県内でも、不要不急の外出を控えて**ください。
県境地域、東部地域など感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意が必要です。

④感染の機会は、マスクを着用していない会話などです。**常にマスクを着用し、人と人との距離の確保**（可能な限り２m）をお願いします。

⑤**飲食は黙って行い、会話をする時はマスクを着用**してください。
同居家族以外の方とは、飲食店だけでなく、職場の休憩室等を含め、会食（会話をしながらの食事）**を行わない**でください。

⑥高齢者など重症化しやすい方がいる家庭では、家庭内感染を避けるため、**同居家族であってもマスクの着用、十分な換気、食事を別に食べることなどの感染防止対策**をお願いします。

⑦最近のクラスター発生店舗は、感染防止対策が不十分でした。**飲食店等事業者の皆様には、各業種組合のガイドライン等による感染防止対策の徹底**を常に行っていただくよう、お願いします。

⑧受験で、**外出せざるを得ない受験生におかれましては、感染防止対策の徹底**をお願いします。

【１月２３日（土）以降】
県境を跨ぐ不要不急の移動制限

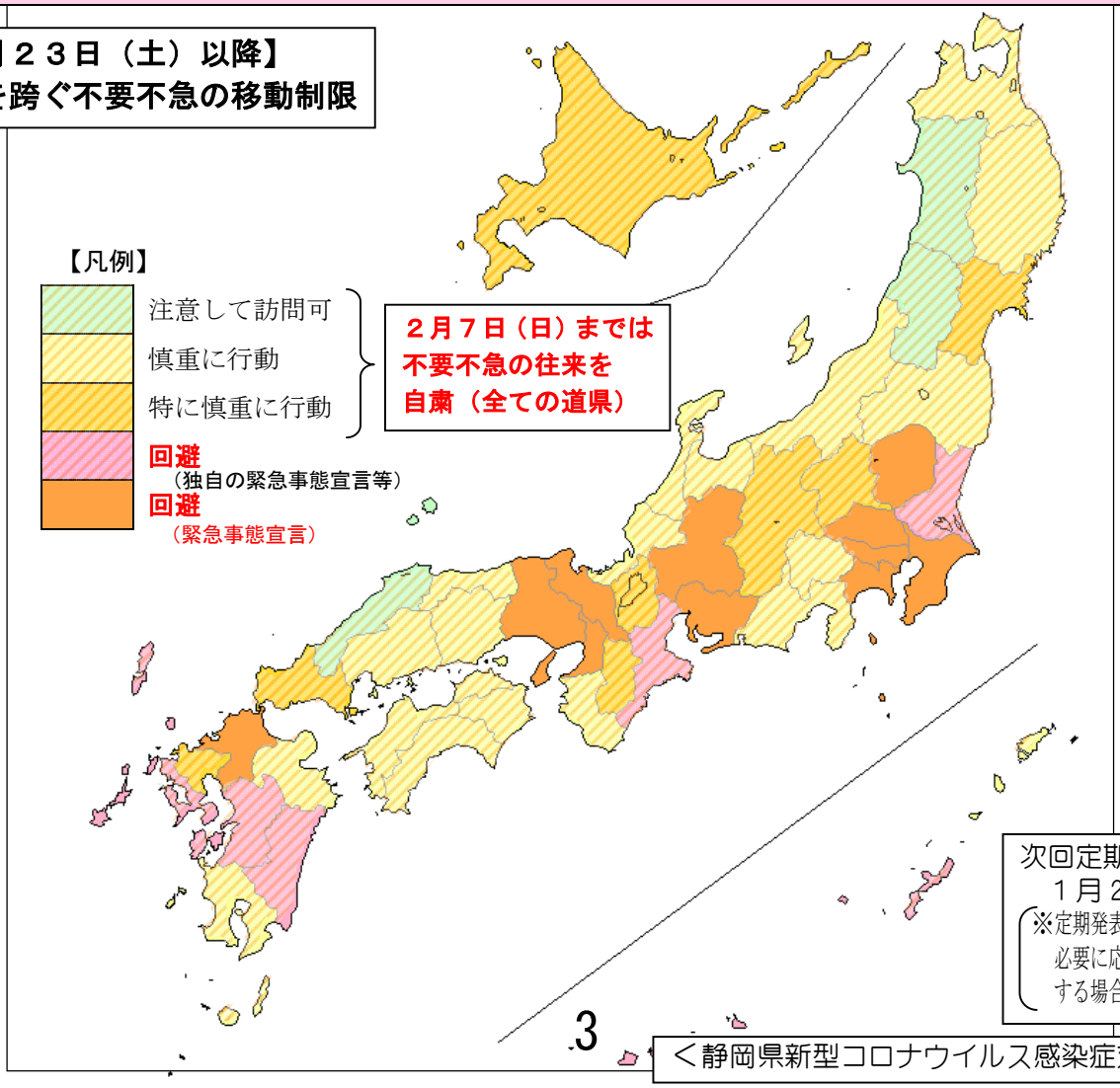

次回定期発表予定
１月 29 日（金）
※定期発表前でも
必要に応じて随時発表
する場合があります

＜静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部＞

◎県内移動に関する行動制限

○県内でも、不要不急の外出を控えるなど、できる限り外出機会を減らしてくださいますようお願いします。

○マスクの着用、「三つの密」の回避など「新しい生活様式」を徹底し、特に慎重に行動してください。飲食の場などマスク非着用時は、会話を行わないでください。

○訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認してください。対策が不十分な店への訪問は自粛の徹底をお願いいたします。

◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

1　本県を出発する皆様へ

（静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。）

（１）全ての外出について、マスクの着用など「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。

（２）栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県には、緊急事態宣言が発出されています。
茨城県、三重県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県で独自の緊急事態宣言が発出されているほか、北海道（札幌市）、福島県、群馬県、富山県、長野県、鳥取県、広島県、高知県においても、外出自粛や県境を跨ぐ行動制限などが発出されています。

（３）本県は、東西を感染拡大地域に挟まれ、県境を跨ぐ移動は　感染リスクが高まります。２月７日（日）までの間、県境を跨ぐ不要不急の訪問は自粛をお願いします。

（４）緊急事態宣言発出地域への通勤等の皆様には、７割を目標に移動削減の取組をお願いします。

（※なお、やむを得ず、訪問される際には、「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画の策定により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、マスク非着用での会話などの感染リスクの高い行為のほか、感染防止対策が不徹底な店舗等を回避するなど、最大限の感染予防行動をお願いします。）

2　本県を訪問される皆様へ

（訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。）

（１）全ての移動に際して、「新しい生活様式」に基づく行動の徹底に配慮してください。

（２）全ての都道府県の皆様には、２月７日（日）までの間、不要不急の本県への来訪を自粛くださいますようお願いします。

◎新型コロナウイルスへの感染防止は、見えない感染者（※）に、「近づく可能性をどうすれば減らせるのか」、「知らずに出会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前２日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）

iPhoneの方はこちら　App Store からダウンロード

Androidの方はこちら　Google Play で手に入れよう

誰もが思いやりを持った行動がとれる
“心豊かなふじのくに”

「新しい生活様式」実践例（抜粋）

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い 	 冬場はこまめに換気を！		公共交通機関の利用
◆人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける	◆外出時、屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク着用	◆家に帰ったら手や顔を洗う	◆会話は控えめに ◆混んでいる時間帯は避ける
娯楽、スポーツ等 	食事 	イベント等への参加 	働き方
◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で	◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用	◆接触確認アプリの活用を ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない	◆テレワークやローテーション勤務・時差出勤 ◆会議はオンライン

令和３年１月 22 日

＜静岡県新型コロナウイルス感染症対策＞

「６段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の変更点

時期	前回（1／16～1／22）	今回（1／23～1／29）
レベル	警戒レベル５（特別警戒）	変更なし
県内移動に関する行動制限	不要不急の外出を控えるなど、 できる限り外出機会を減らすことを 呼びかけ	変更なし
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	全都道府県への不要不急の往来の 自粛を呼びかけ	変更なし

（※県内各市町ごとの累計陽性者数は、市町の要望を踏まえ添付しております。）

陽性者数　市町別マップ

陽性者数累計値（令和3年1月21日現在）

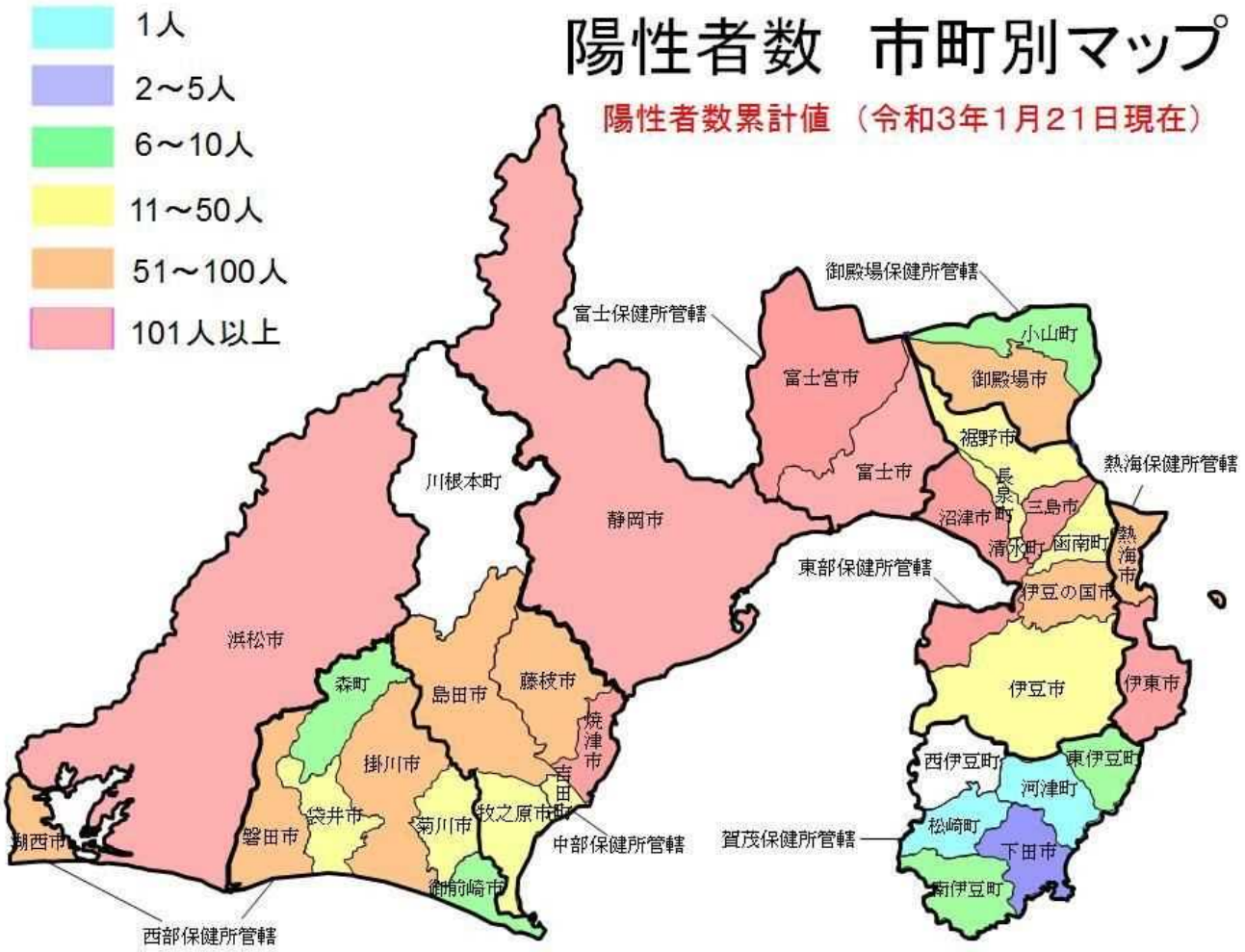

保健所名	市町名	陽性者数
賀茂	計	20人
	下田市	2人
	東伊豆町	8人
	河津町	1人
	南伊豆町	6人
	松崎町	1人
	西伊豆町	－
	非公開	2人
熱海	計	259人
	熱海市	80人
	伊東市	178人
	非公開	1人
東部	計	573人
	沼津市	184人
	三島市	143人
	裾野市	24人
	伊豆市	30人
	伊豆の国市	87人
	函南町	17人
	清水町	38人
	長泉町	29人
	非公開	21人
御殿場	計	78人
	御殿場市	61人
	小山町	8人
	非公開	9人

保健所名	市町名	陽性者数
富士	計	483人
	富士市	366人
	富士宮市	116人
	非公開	1人
静岡市	静岡市	1，142人
中部	計	348人
	島田市	58人
	焼津市	159人
	藤枝市	75人
	牧之原市	44人
	吉田町	11人
	川根本町	－
	非公開	1人
西部	計	309人
	磐田市	85人
	掛川市	85人
	袋井市	41人
	御前崎市	10人
	菊川市	16人
	湖西市	55人
	森町	6人
	非公開	11人
浜松市	浜松市	774人
その他	県外・非公開・調査中	106人

総計　4,092人

○緊急事態宣言が発出された都府県と本県・近隣県の感染ステージの評価状況

〔出典：厚生労働省ホームページ、①～③医療体制 1/12 時点、④ＰＣＲ陽性率 1/10 時点、⑤10 万人当たり陽性者数 1/14 時点、⑦感染経路不明割合 1/8 時点〕
〔出典：静岡新聞朝刊 ⑤10 万人当たり陽性者数 1/20 時点（右端欄）（前日の午後７時 30 分もしくは午後９時 30 分までの人数）〕

都道府県	医療提供体制		③療養者数（10万人当たり）	④ＰＣＲ陽性率	⑤陽性者数（1/14時点）	⑥直近１週間の増減	⑦感染経路不明割合	該当項目数〔ステージⅢ〕	該当項目数〔ステージⅣ〕	該当項目数計	⑤陽性者数（1/20 時点）	全国順位
	①全入院者	②重症患者										
ステージⅢ	確保 25%	確保 25%	15 人	10%	15 人	1	50%				15 人	
ステージⅣ	確保 50%	確保 50%	25 人	10%	25 人	1	50%				25 人	

◆「緊急事態宣言」が発出された都府県

（※順位は陽性者数が多い方から）

東京都	83.2	56.0	138.0	15.6	81.01	1.31	68.1	3	4	7	76.30	1
神奈川県	42.8	51.0	61.3	13.9	64.35	1.68	64.6	4	3	7	64.06	2
千葉県	53.6	33.0	74.6	13.3	44.50	1.38	79.4	4	3	7	50.65	3
埼玉県	72.4	57.3	67.0	10.1	39.22	1.37	47.5	2	4	6	42.46	5
大阪府	71.7	65.7	66.4	10.6	43.31	1.46	57.0	3	4	7	42.17	6
福岡県	80.2	17.3	61.0	10.4	38.83	1.41	55.8	3	3	6	41.03	7
京都府	38.9	31.4	56.7	9.3	36.59	1.32	42.9	3	2	5	35.66	8
兵庫県	77.5	60.3	29.1	16.6	32.60	1.49	56.7	3	4	7	32.68	9
栃木県	63.4	37.0	58.4	14.9	42.04	1.30	50.1	4	3	7	28.18	10
愛知県	63.7	49.5	43.5	13.4	27.42	1.18	44.3	3	3	6	24.47	12
岐阜県	59.7	33.3	36.5	10.4	25.31	1.02	34.1	3	3	6	23.96	14

◇独自の緊急事態宣言を行っている県

沖縄県	50.3	50.9	37.0	9.5	29.59	1.37	43.8	1	4	5	45.01	4
宮崎県	39.0	15.2	46.2	13.0	30.57	0.96	14.5	2	2	4	25.07	11
熊本県	64.5	33.9	38.9	13.3	31.46	1.79	35.7	3	3	6	24.09	13
茨城県	46.0	12.9	26.2	5.9	22.31	1.71	42.0	3	1	4	23.50	15
長崎県	50.6	29.6	35.6	6.5	18.39	0.95	28.4	2	2	4	16.28	21
三重県	59.9	7.5	17.9	18.6	13.64	1.76	19.5	3	1	4	11.45	28

◇本県及び近隣県

長野県	63.7	18.8	23.9	5.8	18.84	1.54	25.3	3	1	4	15.08	24
静岡県	37.7	26.3	23.5	6.3	17.26	1.83	39.1	5	0	5	13.61	26
山梨県	49.5	16.7	21.8	6.6	17.39	1.31	47.8	4	0	4	9.25	35

「6段階警戒 レベル」と「レベル毎の行動制限」（新型コロナウィルス感染症対策）　（令和2年11月）

<table>
<tr><th rowspan="2">レベル</th><th colspan="3">本県の警戒レベル</th><th colspan="3">基本的行動内容</th><th rowspan="2">＜参考＞国警戒ステージ</th></tr>
<tr><th>県内</th><th>県外</th><th>国外</th><th>県内評価</th><th>県内移動に関する行動制限</th><th>県外評価</th><th>県境を跨ぐ移動に関する行動制限</th><th>国際評価</th></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">【都市封鎖級】</td><td rowspan="8">国外は警戒以上</td><td>感染まん延期
後期</td><td>外出禁止や休業の要請など</td><td rowspan="5">感染移行期以上
（感染状況が厳しい地域の状況等を評価）</td><td>禁止の要請など</td><td rowspan="8">多数又は複数の国・地域において感染が拡がっている</td><td>Ⅳ</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">【特別警戒】</td><td>感染まん延期
中期</td><td>県内の感染状況を踏まえた不要不急の外出自粛や営業時間短縮の要請を含む必要な行動制限など</td><td>自粛の要請など</td><td>Ⅲ</td></tr>
<tr><td colspan="3">地域特性を考慮</td><td>感染まん延期
前期</td><td rowspan="3">施設での感染防止対策を徹底
感染リスクの高い行為を回避
必要に応じて訪問自粛などの行動制限</td><td rowspan="3">県内者の県外への移動及び県外者の県内への移動については対象地域に応じて行動制限・注意を要請（注1）</td><td rowspan="2">Ⅱ相当</td></tr>
<tr><td>4</td><td>【警戒】</td><td>【警戒】</td><td>感染移行期　後期</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td>【注意】
【一部警戒】</td><td rowspan="2">【警戒】</td><td>感染移行期　前期</td><td rowspan="2">Ⅰ相当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【注意】</td><td>感染限定期</td><td>３密の回避を含む「新しい生活様式」の徹底</td><td rowspan="2">感染限定期</td></tr>
<tr><td>【注意】</td><td rowspan="2">感染休止期</td><td>３密を極力回避。基本的な感染対策（注２）の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染弱者へ配慮</td><td rowspan="2">県内者の県外への移動及び県外者の県内への移動については対象地域に応じて行動制限・注意を要請（注1）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>【ほぼ日常】</td><td>【注意】</td><td></td></tr>
<tr><td>1
1−1</td><td>【ほぼ日常】</td><td>【ほぼ日常】</td><td>３密をできる限り回避。基本的な感染対策（注２）の励行。感染弱者へ配慮</td><td>感染休止期</td><td>県境を越える移動可。ただし、感染者の多い地域への移動/同地域からの移入は注意</td><td></td></tr>
<tr><td>1
0−1</td><td>【日常】</td><td>【日常】
（出入国制限あり）</td><td>【注意】</td><td rowspan="2">感染終息</td><td>県内に関する行動制限無し</td><td rowspan="2">国内の全域が感染終息</td><td>国内に関する行動制限無し
国外との行動制限が一部有り</td><td>一部地域においては感染が終息していない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【日常】</td><td>【日常】</td><td>【日常】</td><td>国内・国外のどことの関係でも行動制限無し</td><td>国内・国外のどことの関係でも行動制限無し</td><td>ほぼ終息</td><td></td></tr>
</table>

（注1）県が更新・発表する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断
（注2）基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど
（注3）感染レベル低位の対策は、より高位のレベルでの対策に含まれる
※　県内評価の変更点（令和２年11月）：国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和２年８月７日）で示された国警戒ステージ等を踏まえ、感染まん延期を、「前期」・「中期」・「後期」の３段階に分けた。

県民の皆様へ

静岡県では、新型コロナウイルス感染症

感染拡大緊急警報

を発令中です。

本県では、医療・福祉施設や家族内などでの感染拡大が急速に進み、**県の警戒レベルでは「警戒レベル５（特別警戒）」、国の感染警戒区分では「ステージⅢ」**となっています。

１月 18 日、厚生労働省により、本県感染者のうち３人に、英国の新型コロナウイルス感染症の変異株が確認されたと発表されました。**３人は濃厚接触者が特定され、不特定多数との接触は確認されておりません。**

一方、**静岡県の医療提供体制は、**１月 18 日現在の病床の占有率が県全体で 46.3％、東部においては 67.4％であり、**厳しい状況が続いています。**

変異株は、感染力が高いとの情報がありますので、国のモニタリング等による追加的情報が明らかになるまでの間は、**当面の緊急対応として、感染防止対策をこれまで以上に徹底するとともに、医療提供体制をさらに強化する必要**があります。県民の皆様には、**以下の８つの対策を重点的に行ってください**ますようお願いいたします。

①「マスクの着用」、「手指の消毒」、「三密を避ける」など、**基本的な感染防止対策を徹底**してください。

②**東京都、神奈川県、愛知県など 11 都府県に、緊急事態宣言が発出中**です。**２月７日まで、県境を跨ぐ不要不急の往来は、自粛**をお願いします。**緊急事態宣言発出地域への出勤は７割を目標に削減**をお願いします。

③人の移動や人に会うことは感染リスクです。**県内でも、不要不急の外出を控えて**ください。特に、**県境地域や東部地域など感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意**が必要です。

④感染の機会は、マスクを着用していない会話などです。**常にマスクを着用し、人と人との距離の確保**（可能な限り２ｍ）をお願いします。

⑤**飲食は黙って行い、会話をする時はマスクを着用してください。同居家族以外の方とは、**飲食店だけでなく、職場の休憩室等を含め、**会食**（会話をしながらの食事）**を行わない**でください。

⑥高齢者など重症化しやすい方がいる家庭では、**家庭内感染を避けるため、同居家族であってもマスクの着用、十分な換気、食事を別に食べることなどの感染防止対策**をお願いします。

⑦最近のクラスター発生店舗は、感染防止対策が不十分でした。**飲食店等事業者の皆様には、各業種組合のガイドライン等による感染防止対策の徹底**を常に行っていただくよう、お願いします。

⑧受験シーズンの中、**外出せざるを得ない受験生におかれましては、感染防止対策の徹底**をお願いします。

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）

iPhoneの方はこちら　App Store からダウンロード

Androidの方はこちら　Google Play で手に入れよう

新型コロナ STOP! 誹謗中傷

誰もが思いやりを持った行動がとれる
“心豊かなふじのくに”

＜静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部＞

緊急事態宣言発令に係る対応策について（感染拡大緊急警報による修正）

施　設　等	対　応　策
○幼小中学校（教委）	以前作成したマニュアルに従う。今回は幼稚園、小学校、中学校とも臨時休校措置は執らない。
○福祉関連（健福） （保育園、放課後児童クラブ、一時預かり事業、児童館）	基本的な感染症対策を継続実施
○教育委員会貸出し施設 （教委）	県内の警戒レベルが上がったり、町内や近隣の市町で経路不明な感染者が出た場合には貸出しを制限する場合があるが今回は通常営業とする。
○図書館（教委）	県内の警戒レベルが上がったり町内や近隣の市町で経路不明な感染者が出た場合には、貸出しや開館時間を制限する場合があるが、今回は通常営業とする。
○町営観光施設等（企観）	感染症対策の継続と徹底
・伊豆まつざき荘（食事）	感染症対策の継続と徹底 独自ガイドラインに則った対策を実施中
・依田之庄（入浴）	感染症対策の継続と徹底
○避難所（健福・総務）	必要に応じて設置する。 設置の際は、必要な感染症対策を行い感染疑いのある者は別室に分ける。
○会議・打合せ等の開催 （総務）	○県外者の参加する会議等は原則禁止 ○密の可能性有（開催の必要性を検討） ○密にならない（開催可） ※会議へ参加する場合は、ZOOM 等オンライン等を活用し直接訪問しない形態をとることが望ましい ⇒対応が必要な場合には、基本的な衛生管理を意識し対応する ・対面に座らない（飛沫対策がない場合） （健康福祉課に移動式アクリルボード有） ・なるべく短時間で済ませる 《直近のイベント》

	・住民税申告　　感染防止対策を講じて実施
○職員感染対策(総務)	基本的な感染症対策の徹底 ・日常の体調管理（毎日検温） ⇒37.5℃以上の場合は、躊躇わず休暇を取る （複数日熱が続くようなら、かかりつけ医等に電話で相談） ・正しいマスクの着用 ・フィジカルディスタンスの確保 ・定期的な換気(1回(5分)/1h)
○出張(総務)	県内外の出張は原則不可とする(※賀茂管内は可) (課内で出張の必要性を検討し、出張しなければいけない場合は総務課長の承認を得る) ※会議・打合せ等へ参加するための出張は極力避け、ZOOM等オンライン等を活用し直接訪問しない形態をとることが望ましい
○その他(総務)	基本的な事項について 感染症対策を徹底する ・日常の体調管理（毎日検温） ・正しいマスクの着用 ・フィジカルディスタンスの確保 ・密閉した空間では、定期的な換気を意識する 飲食について(原則) ・町内での飲食は少人数（短時間）を心がける ・町外での外食は極力控える 外食しなければいけない場合は、フィジカルディスタンスを確保し会話を控え短時間で 県境を跨ぐ移動及び県内の移動であっても不要不急な移動は行わない

施　設　等	対　応　策
町内事業所等(企観)	ガイドラインを遵守した対応を継続
(特に)町内飲食店(企観)	ガイドラインを遵守した対応を継続